

政令第 号

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令（平成十四年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表千葉蘇我臨海地域の項、千葉みなと駅西地域の項、堺臨海地域の項及び堺鳳駅南地域の項を削り、同表守口大日地域の項の次に次のように加える。

枚方市駅 周辺地域	枚方市の区域のうち、大垣内町三丁目六百七十六番と大垣内町二丁目五百二十五番との境界線を延長した線と天野川との交差点を起点とし、順次同河川、府道北河内自転車道線の西側端線、新町二丁目三百番二十四、同丁目一番及び同丁目二百八十二番一と同丁目三百番十五との境界線並びに同線を延長した線、同丁目二百八十二番一と同丁目二百八十五番一との境界線、同丁目二百八十二番五と同丁目二百八十五番一及び同丁目二百八十五番二
--------------	--

との境界線並びに同線を延長した線、府道京都守口線の南側端線、市道新町岡南一号線の西側端線及び同線を延長した線、市道岡本町三矢一号線の南側端線、府道枚方茨木線の南側端線、市道岡東山之上東一号線の東側端線、市道中部区画四号線の西側端線、市道中部区画一号線の南側端線、市道中部区画一号線の東側端線並びに大垣内町三丁目千七十一番一、同丁目千七十一番二及び同丁目六百七十六番と大垣内町二丁目五百二十五番との境界線並びに同線を延長した線を経て起点に至る線（河川にあつては、その中心線）で囲まれた区域

第一条の表備考第二号中「千葉みなと駅西地域」を削り、同表備考第三号中「千葉蘇我臨海地域」を削り、同表備考第十二号中「堺臨海地域、堺鳳駅南地域」を削り、同表備考に次の一号を加える。

十三 枚方市駅周辺地域 令和元年九月二十五日

#### 附 則

この政令は、公布の日から施行する。

## 理由

都市再生緊急整備地域として新たに枚方市駅周辺地域を定める等の必要があるからである。